

「指定介護予防・日常生活支援事業通所型サービス（デイサービス）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定 第0475401147号)

当事業所はご契約者に対して、通所介護相当サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方々が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受け付けについて	10
附属文書	12
・ 事業所の概要 ・ 職員の配置状況 ・ 契約締結からサービス提供までの流れ	
・ サービス提供における事業者の義務 ・ サービスの利用に関する留意事項	
・ 損害賠償について ・ サービス利用をやめる場合	

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 庄慶会
(2) 法人所在地 仙台市青葉区五橋二丁目11番1号
(3) 電話番号 022-223-1025
(4) 代表者氏名 理事長 庄司 功
(5) 設立年月日 昭和25年12月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防・日常生活支援事業所・平成29年 8月 1日指定
※当事業所は、特別養護老人ホーム サン・つばき に併設されています。

- (2) **事業所の目的** 指定介護予防・日常生活支援事業は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護相当サービスを提供します。
- ※ 当事業所は、以下の選択的サービスを実施しています。
- ① 運動器機能向上サービス
 - ② 栄養改善ケアサービス
 - ③ 口腔機能向上サービス

- (3) **事業所の名称** 社会福祉法人 庄 慶 会
 デイサービスセンター サン・つばき
- (4) **事業所の所在地** 宮城県仙台市太白区越路7番7号
- (5) **電話番号** 022-722-2220
- (6) **FAX番号** 022-215-2448
- (7) **事業所長（管理者）** 庄子 敏明
- (8) **事業所理念** 『自分らしく 自分のリズムで 自分の生活を』
- (9) **開設年月日** 平成18年 8月 1日
- (10) **利用定員** 1日あたり20名（通所介護事業も含む）
- (11) **設備の概要**

当事業所では以下の設備をご用意しています。

設備の種類	数	備 考
食 堂	1	キッチン設置
静 養 室	1	
相 談 室	1	
事 務 室	1	スタッフコーナー
浴 室	1	一人用浴槽、大浴槽、 機械浴槽
便 所	1	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定通所介護事業所（一般的に運営されている、指定介護予防・日常生活支援事業所を含む）に設置が義務付けられている設備です。

- (12) **事業所が行なっている他の業務** 指定通所介護事業所

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) **通常の事業の実施地域** 仙台市（青葉区・宮城野区・若林区・太白区）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し、12月29日から1月3日までを除く (日曜日は休業)
営業時間	月曜日～土曜日 9:20～17:40
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9:50～17:10

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

R5.6.1 現在

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長 (管理者)	1名	1名
2. 生活相談員	1.2名	1名
3. 介護職員	4.5名	2名
4. 看護職員 (機能訓練指導員と兼務)	1.2名	1名
5. 機能訓練指導員 (看護職員と兼務)	1.2名	1名

※常勤換算…職員それぞれの週あたりの勤務延時間総数を、当事業所における常勤職員の所定の勤務時間数 (例: 週40時間) で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が6名いる場合、常勤換算では
1名 (8時間×6名÷40時間=1名) となります。

〈 主な職種の勤務体制 〉

職 種	勤 務 体 制
1. 生活相談員	勤務時間 8:45～18:00
2. 介護職員	勤務時間 8:45～18:00
3. 看護職員 (兼機能訓練指導員)	勤務時間 8:45～18:00
4. 機能訓練指導員	勤務時間 8:45～18:00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金の9割又は、8割又は7割が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

☆ 選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、通所介護相当サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護相当サービス介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆ 共通的サービス

・契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行ないます。

① 送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

☆ 選択的サービス

① 運動器機能向上サービス

機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、運動器の機能向上のための訓練を実施します。

② 栄養改善サービス

管理栄養士等により、ご契約者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。

③ 口腔機能向上サービス

看護師等により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

〈サービスの利用頻度〉

☆ 利用する曜日や内容等については、通所介護相当サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上、決定し、通所介護相当サービス介護計画に定めます。

☆ 但し、契約者の状態の変化、通所介護相当サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

〈サービス利用料金（月額）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。また、所得に応じ1割負担又は2割又は3割（「介護保険負担割合証」に記載される負担割合）になります。

1 割負担の場合のサービス利用料金

1. ご契約者の要支援度とサービス利用料金	要支援1 17,171円	要支援2 35,205円
2. うち、介護保険から給付される金額	15,453円	31,684円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,718円	3,521円

上記の金額に加算対象サービスのそれぞれの料金の1割が加算されます。

2 割負担の場合のサービス利用料金

1. ご契約者の要支援度とサービス利用料金	要支援1 17,171円	要支援2 35,205円
2. うち、介護保険から給付される金額	13,736円	28,164円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	3,435円	7,041円

上記の金額に加算対象サービスのそれぞれの料金の2割が加算されます。

3 割負担の場合のサービス利用料金

1. ご契約者の要支援度とサービス利用料金	要支援1 17,171円	要支援2 35,205円
2. うち、介護保険から給付される金額	12,019円	24,643円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	5,152円	10,562円

上記の金額に加算対象サービスのそれぞれの料金の3割が加算されます。

- ※ 感染症や災害で利用者が減少した場合の対応として、
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、3ヶ月間、
基本報酬の3%の加算となります

〈選択的サービス（月額）〉

選択的サービスを利用される場合には、1月あたりそれぞれに以下の料金が上記に加算されます。

1割負担の場合

1. 選択的サービス種類とサービス利用料金	運動器機能向上サービス 2,310円	栄養改善サービス 2,054円	口腔機能向上サービス 1,540円	生活機能向上グループサービス 1,027円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,079円	1,848円	1,386円	924円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	231円	206円	154円	103円

2割負担の場合

1. 選択的サービス種類とサービス利用料金	運動器機能向上サービス 2,310円	栄養改善サービス 2,054円	口腔機能向上サービス 1,540円	生活機能向上グループサービス 1,027円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,848円	1,643円	1,232円	821円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	462円	411円	308円	206円

3割負担の場合

1. 選択的サービス種類とサービス利用料金	運動器機能向上サービス 2,310円	栄養改善サービス 2,054円	口腔機能向上サービス 1,540円	生活機能向上グループサービス 1,027円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,617円	1,437円	1,078円	718円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	693円	617円	462円	309円

〈選択的サービス複数実施加算（月額）〉

運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月あたり下記の料金が加算されます。

1割負担の場合

1. 選択的サービス種類とサービス利用料金	選択的サービス複数実施加算Ⅰ 4,929円	選択的サービス複数実施加算Ⅱ 7,189円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,436円	6,470円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	493円	719円

2割負担の場合

1. 選択的サービス種類とサービス利用料金	選択的サービス複数実施加算Ⅰ 4,929円	選択的サービス複数実施加算Ⅱ 7,189円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,943円	5,751円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	986円	1,438円

3割負担の場合

1. 選択的サービス種類とサービス利用料金	選択的サービス複数実施加算Ⅰ 4,929円	選択的サービス複数実施加算Ⅱ 7,189円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,450円	5,032円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,479円	2,157円

〈介護職員処遇改善加算(Ⅲ)〉

介護職員の処遇改善を後退しないよう更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進めていきます。全ご契約者が加算対象となります。尚、当事業所の介護職員処遇改善の取組みは介護職員処遇改善加算（Ⅲ）に該当しています。

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（全契約者に加算）

1ヶ月の所定単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)にサービス別加算率(2.3%)を乗じた単位数が加算されます

〈介護職員等ベースアップ等支援加算〉

コロナ克服等経済対策の一環として介護職員の処遇改善を後退しないよう、更なるサービスの質の向上、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進めていきます。全ご契約者が加算対象となります。1ヶ月の所定単位数(基本サービス費+各種加算を加えた総単位数)にサービス別加算率(1.1%)を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算 (全契約者に加算)

1ヶ月の所定単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)にサービス別加算率(1.1%)を乗じた単位数が加算されます
--

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。又、通所介護相当サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)②参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所型サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用相当です。

料金：1食あたり 800円

③ 通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域を超えて行う指定介護予防・日常生活支援事業通所型サービスに要した送迎費用として下記料金をいただきます。

料金：事業実施地域を1キロメートル超える毎に100円

③ 理美容サービス

理容師・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

料金：調髪1,500円、顔剃り700円、パーマ3,000円、毛染め3,000円

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：1枚につき10円

⑤おむつ代

実費をご負担いただきます

料金：紙おむつ代 150円/枚、尿取りパット代 50円/枚

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

その他日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆①～⑥について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までに指定の方法でお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護相当サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆ 月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、通所介護相当サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ 契約者の体調不良や状態の改善等により通所介護相当サービス介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は、通所介護相当サービス介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

☆ ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、通所介護相当サービス介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、通所介護相当サービス支援事業者と調整の上、通所介護相当サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

☆ 月ごとの定額制となっているため、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一、月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 二、同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 三、月途中から新たに利用する場合
- 四、月途中で利用が終了した場合

☆ 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆ サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受け付けについて（契約書第 22 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 〈職名〉 生活相談員 佐藤 宗一
 〈職名〉 生活相談員 伊藤 隼人
 - 苦情解決責任者 〈職名〉 施設長 庄子 敏明
 - 受付時間 毎週 月曜日～土曜日 9:30～17:30
- 又、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

（2）第三者委員

〈職名〉 弁護士 川原 眞也
〈職名〉 庄慶会評議員 松本 純一郎

(3) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康福祉局 保険高齢部 介護事業支援課	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区国分町3丁目7-1 022-214-8318 9:00~17:00
仙台市 太白区役所 保健福祉センター 介護保険課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市太白区長町南3丁目1-15 022-247-1111 9:00~17:00
仙台市 青葉区役所 保健福祉センター 介護保険課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉1-5-1 022-225-7211 9:00~17:00
仙台市 宮城野区役所 保健福祉センター 介護保険課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市宮城野区五輪2-12-35 022-291-2111 9:00~17:00
仙台市 若林区役所 保健福祉センター 介護保険課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市若林区保春院前丁3-1 022-282-1111 9:00~17:00
仙台市 泉区役所 保健福祉センター 介護保険課 介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市泉区泉中央2-1-1 022-372-3111 9:00~17:00
宮城県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉1丁目2-3 022-222-7079 9:00~17:00
宮城県社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区本町3丁目7-4 022-225-8476 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定介護予防・日常生活支援事業通所型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護予防通所・日常生活支援事業所

社会福祉法人 庄 慶 会 デイサービスセンター サン・つばき

説明者職名.....氏名.....印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに契約者の家族等の個人情報を用いるほか、医療機関・通所介護相当サービス支援事業者への情報の提供を含め、通所介護相当サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所.....

氏名.....印

身元保証人

住所.....

氏名.....印

(契約者との続柄.....)

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 四階建
(2) 建物の延べ床面積 5,601.04㎡
(3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

[指定介護老人福祉施設]	平成16年 9月15日指定		
	仙台市指定	第0475401139号	定員50名
[指定短期入所生活介護]	平成16年 9月15日指定		定員20名
[指定通所介護事業]	平成16年 9月15日指定		
	仙台市指定	第0475401147号	定員20名

(4) 事業所の周辺環境

広瀬川のせせらぎ、野鳥のさえずり、青々とした樹木。そんな豊かな自然に囲まれながらも、地下鉄駅から徒歩5分と好立地な環境に恵まれている。

2. 職員の配置状況

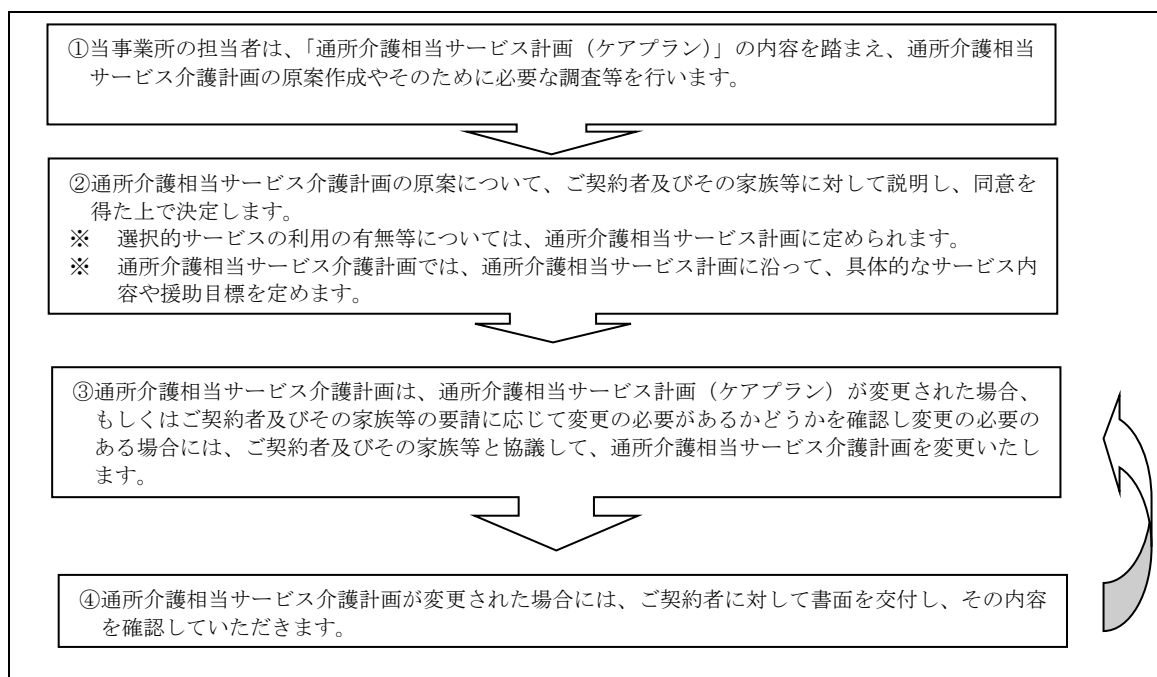
<配置職員の職種>

- 介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。
20名の利用者に対して5名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2.5名の生活相談員を配置しています。
- 看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護等も行います。1名の看護職員を配置しています。(機能訓練指導員兼務)
- 機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。
(看護職員と兼務)
- 管理栄養士**…昼食の献立作成及び栄養ケアを担当します。
1名の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「通所介護相当サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護相当サービス介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)



(2) ご契約者に係る「通所介護相当サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

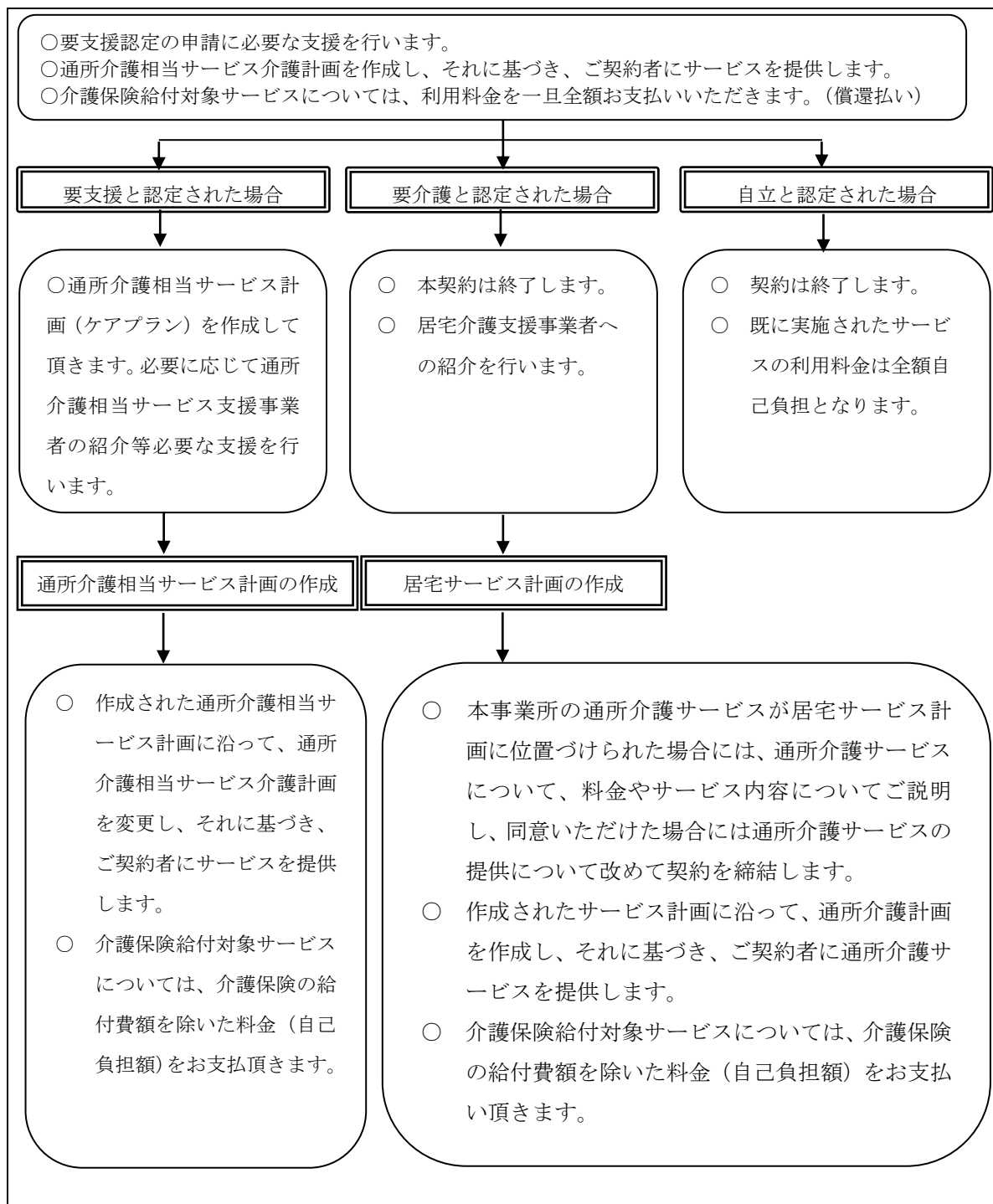
①要支援認定を受けている場合

- 通所介護相当サービス支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 通所介護相当サービス介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）

通所介護相当サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された通所介護相当サービス計画に沿って、通所介護相当サービス介護計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要支援認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 9 条、第 10 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員もしくは主治医と連携し、ご契約者から聴取・確認の上でサービスを実施します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共にご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに医師への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、より良い介護サービスを提供するため、サービス担当者会議等でご契約者又はご家族の情報を用いる事がある他、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
又、ご契約者に係る他の通祖介護相当サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由で、ご契約者又はご契約者の家族等の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条、第 12 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内の定められた場所以外での喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 嘱託医

医療機関の名称	あらまち内科クリニック 院長 矢尾板 啓
所在地	仙台市若林区荒町1 2 3 1 2 3ビル2階
診療科	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、

② 協力医療機関

医療機関の名称	内科河原町病院
所在地	仙台市若林区南小泉字八軒小路4
診療科	内科
医療機関の名称	財団法人 光ヶ丘スペルマン病院
所在地	仙台市宮城野区東仙台6丁目7-1
診療科	内科
医療機関の名称	イムス明理会 仙台総合病院
所在地	仙台市青葉区中央四丁目5-1
診療科	内科

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	アート歯科クリニック
所在地	仙台市青葉区角五郎二丁目17-12

6. 損害賠償について (契約書第13条、第14条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 16 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「通所介護相当サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護相当サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。